

令和2年9月17日

学生各位

学生部長

木 藤 恒 夫

サークル活動について

サークル活動については、8月20日以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る要件を満たしたサークルのみ自主練習・自主活動の再開と大学施設の利用を許可しておりますが、本学を取り巻く諸々の状況に鑑みて、以下の要件を満たしたサークルについては、全体での活動（対外試合や定期イベントを含む）を認めます。

記

- ① 活動許可要件：
 - ・既に各サークルの特性に応じた感染拡大防止対策を提出していること
- ② 活動開始日： 令和2年9月18日（金）～ 当面の間
- ③ 大学施設の利用： 可（施設使用願を提出すること）
- ④ 練習試合： 原則可（事前に学生課に要問合せ）
- ⑤ 合宿等： 不可
- ⑥ コンパ等： 不可
- ⑦ 入部説明会： 可（3密を避けて実施すること）
- ⑧ 勧誘活動： 引き続き、学友会公式Twitter等によるSNSを活用

以上